

様式第 1 号（第 7 条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	商工会の設立の認可		
根拠法令 及び条項	商工会法第23条第1項		
審査基準	☒ 有（第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 4 条第 2 項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （設立の認可） 第 2 3 条 発起人は、創立総会の終了後、遅滞なく、申請書に定款、事業計画及び収支予算並びに経済産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、経済産業大臣に設立の認可を申請しなければならない。 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。 （1） 設立の手續並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。 （2） 第 1 3 条本文に規定する者の 2 分の 1 以上が会員となるものであること。 （3） その設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。 （4） その事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。 （5） 設立しようとする商工会が第 7 条第 2 項の規定により市町村の区域の 1 部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。 3 経済産業大臣は、第 1 項の認可（第 7 条第 2 項の規定により市町村の区域の 1 部をその地区の全部又は 1 部とする商工会の設立に係るものに限る。）をする場合には、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。 （認可又は不認可の通知） 第 2 4 条 経済産業大臣は、前条第 1 項の認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、その旨を当該発起人に通知しなければならない。		
審査基準 設定年月日	令和 6 年 3 月 1 9 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	☐ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） 期間（ ） ☒ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 1 号に該当）		

標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境經濟部産業振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。